## 人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)と雇用調整助成金の併給調整について

令和3年7月

日頃より、雇用関係助成金の運用にご協力頂き感謝申し上げます。

さて、人材確保等支援助成金(働き方改革支援コース)(以下「人材確保等支援助成金」といいます。)については、令和2年9月以降、雇用調整助成金(以下「雇調金」といいます。)を受給している一部の事業主に対して併給調整を行っていた(同一労働者が助成対象となっている場合、一方の助成金のみを支給対象としていた)ところです。

厚生労働省ホームページで公表されている雇用関係助成金支給要領の雇用関係助成金併給調整表(以下「併給調整表」といいます。)において今般、人材確保等支援助成金と雇調金の併給調整について記載誤りがあったことが判明したことを受けて、人材確保等支援助成金及び雇調金については**以下に該当する事業主**は、遡及して支給申請等を可能とすることといたしました。

記

## 1 対象事業主

- (1) 人材確保等支援助成金と雇調金との併給調整に関連して、以下①から③の全てに該当する 事業主(人材確保等支援助成金を未受給の事業主)
  - ① 認定された雇用管理改善計画に基づき対象労働者を新たに雇い入れる等、人材確保等支援助成金の支給要領 0300 支給要件を満たす事業主
  - ② 雇用管理改善計画期間及びその末日の翌日から起算して2年を経過する日までの間に判定基礎期間がかかる雇調金を受給しており、対象労働者が人材確保等支援助成金と雇調金で同一である事業主
  - ③ 令和2年9月1日以降に支給申請期間を迎える事業主
- (2) 人材確保等支援助成金と雇調金との併給調整に関連して、以下①から③の全てに該当する 事業主(雇調金を未受給の事業主)
  - ① 雇調金の支給要領 0300 支給要件を満たす事業主
  - ② 受給したまたは計画認定を受けた人材確保等支援助成金の雇用管理改善計画期間と、対象 労働者が休業しており雇調金の判定基礎期間となり得た期間に重複がある事業主
  - ③ 令和2年9月1以降に雇調金の支給申請期間の末日を迎える事業主
- (3) 人材確保等支援助成金と雇調金との併給調整に関連して、以下①から③の全てに該当する 事業主(人材確保等支援助成金の計画を未申請の事業主)
  - ① 人材確保等支援助成金の支給要領 0201 二に記載のある対象事業主の要件を満たす事業主
  - ② 令和2年9月1日以降に、①の要件を満たす人手不足となっている労働力分に充当する雇い入れを実施した事業主
  - ③ 当該雇い入れの後、計画申請を行っていた場合雇用管理改善計画期間となり得た期間中に 判定基礎期間がかかる雇調金を受給しており、対象労働者が人材確保等支援助成金と雇調 金で同一である事業主

## 2 手続きについて

- 1 (1) の対象事業主に該当し、遡及して人材確保等支援助成金(計画達成助成)の支給申請 を希望する場合、雇用管理改善計画の認定を受けた労働局の助成金センター宛てに、申請の経緯 を記載した疎明書(任意の様式)を添付したうえで、当該助成金の支給申請書を提出してください。
- 1(1)の対象事業主に該当し、令和4年度以降開始される人材確保等支援助成金(目標達成助成)の支給申請を希望する場合、遡及申請の必要はありませんので、疎明書の添付は不要です。 併給調整の対象とはせずに審査が行われます。
- 1(2)の対象事業主に該当し、<u>遡及して雇調金の支給申請を希望する場合、</u>事業所の住所を 管轄する労働局の助成金センター宛てに、<u>申請の経緯を記載した疎明書(任意の様式)を添付</u>し たうえで、当該助成金の支給申請書を提出してください。
- 1 (3) の対象事業主に該当し、<u>遡及して人材確保等支援助成金の計画申請を希望する場合、</u> 事業所の住所を管轄する労働局の助成金センター宛てに、<u>申請の経緯を記載した疎明書を添付</u>したうえで、当該助成金の支給申請書を提出してください。

なお、ここでの併給調整とは、雇用関係助成金支給要領第1共通要領における0305 併給調整口「同一の事業主等による同一の経費又は賃金の支出について、同時に二つ以上の助成金を支給してはならない。」に示す、同一の賃金の支出に係るものを示します。そのため、対象労働者が同一とならない場合については、併給調整の対象とはならないことから、遡及して申請することはできません。

また、対象事業主には、当該助成金を申請しなかった事業主の他、一方を申請するために他方を取り下げたまたは受給後に返還を行った事業主を含みます。

本通知による遡及による申請の受付は、**令和4年3月31日までに提出**されたものを手続きの対象といたします。なお、支給申請書等の提出において、郵送又は電子申請による提出とする場合には、当該締切日までに管轄労働局に到達する必要があります。

## 【担当】

厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 雇用管理係 03-5253-1111 (内線 5805, 5870)